

公的年金受給者で 個人住民税(市・県民税)を納税されている方へ

リンク5月号でもお知らせしましたが、平成21年10月から65歳(平成21年4月1日現在)以上の方の個人住民税を公的年金等から天引き(特別徴収)する制度が実施されます。

65歳未満の方

●年金所得に対する個人住民税は、給与から天引きできなくなります

- ・地方税法の改正で、年金所得に対する個人住民税は、給与所得に対する個人住民税と合算して給与から天引きすることができなくなりました。
- ・年金所得に対する個人住民税がある方は、納付書や口座振替(普通徴収)で納めていただくことになります。
- ・納付方法が次のように変更になります。給与所得、年金所得のある方の例

平成20年度まで

所得の種類	個人住民税	納付方法
給与所得	22万円	給与から天引きで納付
年金所得		



平成21年度から

所得の種類	個人住民税	納付方法
給与所得	12万円	給与から天引きで納付
年金所得	10万円	納付書や口座振替で納付

- ・平成20年度まで納付書や口座振替で納付されていた方については、納付方法に変更はありません。

65歳以上の方は

●年金所得に対する個人住民税は、年金から天引きされます

- ・地方税法の改正で、年金所得に対する個人住民税は、原則、公的年金等から天引きされることになりました。詳しくはリンク5月号25ページを参照してください。
- ・納付方法が次のように変更になります。給与所得、年金所得のある方の例

平成20年度まで

所得の種類	個人住民税	納付方法
給与所得	18万円	給与から天引きで納付または納付書や口座振替で納付
年金所得		



平成21年度から

所得の種類	個人住民税	納付方法
給与所得	12万円	給与から天引きで納付または納付書や口座振替で納付
年金所得	6万円	年金から天引きで納付 天引きは平成21年10月開始

●平成21年10月支給分の年金から天引きがはじまります

(例) 年金所得に対する個人住民税が
6万円の場合

これまでの納め方

月	納付書等で納める			
	6月(1期)	8月(2期)	10月(3期)	1月(4期)
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

平成21年度の納め方

月	納付書等で納める		年金から天引き		
	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

← 前納報奨金の対象 →

平成22年度以降の納め方

月	年金から天引き					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の個人住民税の残りの1/3ずつ		

天引きの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の年金所得に対する個人住民税のうち半分については、平成21年6月(1期)と8月(2期)に、納付書や口座振替で納めていただくことになります。
ご注意ください!

給与から天引きされている方も、年金所得に対する個人住民税は、平成21年6月(1期)と8月(2期)は納付書や口座振替で納めていただくこととなりますので、納め忘れにならないようご注意ください。

前納報奨金について

現在、口座振替を全期でお申し込みの方の年金所得に対する個人住民税は、6月(1期)と8月(2期)分のみ前納報奨金の対象になります。前納報奨金制度の詳細は、7ページをご覧ください。

●年金から天引きされる個人住民税は、「納税通知書」に記載されます

公的年金等から天引きされる個人住民税は、「納税通知書」に右記のように記載されますので、お手元に届いたらご確認ください。

●「納税通知書」の発送は6月中旬になります

公的年金等から天引きされる個人住民税のある方の「納税通知書」は、通常の「納税通知書」よりも一週間程度発送が遅くなります。

平成21年度 市民税・県民税納税通知書

納税期	全額(1)	1期(2)	2期(3)	3期(4)	4期(5)
納税額	12,000円	6,000円	6,000円	10,000円	10,000円
特別徴収額	0円	0円	0円	0円	0円
納付書等納付額	12,000円	6,000円	6,000円	10,000円	10,000円
納付済額	12,000円	6,000円	6,000円	10,000円	10,000円
未納額	0円	0円	0円	0円	0円

納税通知書の2枚目に天引きされる公的年金の種類と年金所得に対する個人住民税が記載されます。

1. 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収期
2. 特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類
3. 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額について
4. 公的年金の支払者の名称とその支払が徴収します。
5. 支払が徴収します。
6. 公的年金の支払者の名称とその支払が徴収します。
7. 公的年金の支払者の名称とその支払が徴収します。

問員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859